

平成 年□第 号 □成年後見 □保佐 □補助
申 立 人
本 人

手続費用負担の上申書

平成 年 月 日

大津家庭裁判所 御中

申立人 □

頭書の事件に係る手続費用について，本人には同費用を負担できる十分な資力が
ありますので，家事事件手続法２８条２項により，本人に同費用の負担を命じるよ
う上申します。